

払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理

目的	-
適用指針	-
範囲	-
用語の定義	-
新株予約権の会計処理	16号Q1
発行者側の会計処理	〃
発行時の会計処理	〃
権利行使時の会計処理	〃
失効時の会計処理	〃
取得者側の会計処理	〃
取得時の会計処理	〃
権利行使時の会計処理	〃
譲渡時の会計処理	〃
失効時の会計処理	〃
自己新株予約権の会計処理	16号Q2
取得時の会計処理	〃
保有時の会計処理	〃
消却時の会計処理	〃
処分時の会計処理	〃
新株予約権付社債の会計処理	16号Q3
転換社債型新株予約権付社債の場合	〃
発行者側の会計処理	〃
取得者側の会計処理	〃
転換社債型新株予約権付社債以外の場合	〃
発行者側の会計処理	〃
取得者側の会計処理	〃
取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の場合	新規
発行者側の会計処理	〃
取得者側の会計処理	〃
外貨建転換社債型新株予約権付社債の場合	16号Q5
発行者側の会計処理	区分法は外貨実務指針
取得者側の会計処理	外貨実務指針
社債と新株予約権の同時募集・同時割当て	16号Q4
適用時期	-
結論の背景	-
経緯	-
範囲	-
用語の定義	-
会計処理の考え方	-
設例	-
転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理(一括法)	16号
取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理(一括法)	新規
外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理(一括法)	16号

- 1 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」は廃止する。  
同第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」と第11号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」は残す。
- 2 新株引受権及び新株引受権付社債は範囲外とする。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。